



福 葉 第 6 1 4 号
平成19年6月 1日

社団法人沖縄県医師会長 殿

沖縄県福祉保健部長
伊波 輝美

平成19年ハブクラゲ発生注意報の発令について

ハブクラゲ等危害防止対策事業の推進につきましては、日頃より御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、本県には猛毒を持つハブクラゲが生息し、年間100～200人前後の刺症被害が発生しております。これから本格的な海水浴シーズンを迎えますが、ハブクラゲは6月頃から人体に被害を与える大きさに成長するため、海水浴・マリンレジャー等の際にハブクラゲ刺症事故に遭わないよう、広く県民・観光客等に対し、注意を喚起する必要があります。

つきましては、別添のとおり注意報を発令致しますので、関係機関、管下職員、住民等への周知方についての御協力をお願い致します。

(問い合わせ先)
薬務衛生課
生活衛生・水道班 小橋 牧
Tel 098-866-2215
Fax 098-866-2241
Mail:kobashma@pref.okinawa.lg.jp

平成19年ハブクラゲ発生注意報

本県の海には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、一年のうち6月はじめ頃から人体へ影響を及ぼす大きさに急激に成長します。この時期は、海水浴、マリンレジャー等で海への出入りが多く、刺症被害も多く発生しています。

平成18年は、ハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害378件の内、208件（約55%）がハブクラゲによるものです。その内132件（約63.5%）がハブクラゲ侵入防止ネットの外（又はネット未設置）で発生しています。また、平成18年はハブクラゲ侵入防止ネット内での被害も76件（36.5%）と増加しています（平成17年：21件（13.7%）、対前年：+55件）。

ハブクラゲによる刺症被害は例年、6月から9月にかけて多発する傾向にあることから、沖縄県では、平成19年6月1日にハブクラゲ発生注意報を発令し、広く県民や国内外から訪れる観光客に対し、ハブクラゲによる刺症事故の未然防止に努めていただきますよう呼びかけます。

ハブクラゲ刺症を未然に防ぐには、

- ①海水浴をする場合は、ハブクラゲ侵入防止ネットの内側で泳ぎましょう。
- ②遊泳時にはできるだけ肌の露出を避けましょう。
- ③海に出かける際には、酢（食酢）を持参しましょう。

ハブクラゲに刺された場合は、落ち着いて対処し、

- ①まず海から上がり、激しい動きをしないで、近くにいる人に助けを求めましょう。
- ②刺された部分はこすらずに、酢（食酢）をたっぷりかけて触手を取り除いた後、氷や冷水で冷やしましょう。
- ③応急処置をし、医療機関で治療を受けるようにしましょう。

ビーチ管理者は、ハブクラゲ侵入防止ネット内での刺傷事故が発生しないよう、ネットの管理を徹底しましょう。

平成19年6月1日

沖縄県福祉保健部長
伊波 輝美